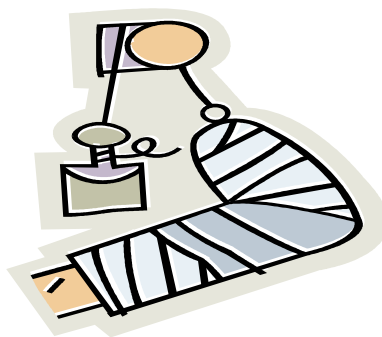




# ひとり親家庭等の方に ホームヘルパーや 家庭生活支援員（お子さんの一時預かりをします）が お手伝いします！

例えば



病気やけがのために一時的に家事を手伝ってほしい



冠婚葬祭のため子どもを預かってほしい



ひとり親になったばかりなので、生活が安定するまで家事を手伝ってほしい

- 対象 ●● 母子家庭・父子家庭・寡婦の方
- 料金 ●● 所得に応じた負担があります（1時間：0円～300円）
- その他 ●● 利用にあたっては事前申請が必要です（緊急の場合を除く）



## ★生活援助★ ホームヘルパーがお宅に行き支援します

種類	支援内容	実施場所
生活援助	(1) 乳幼児（小学校入学前の者をいう。）の保育 (2) 児童の生活指導 (3) 食事の世話 (4) 住居の清掃 (5) 身の回りの世話 (6) 生活必需品等の買い物 (7) 医療機関等との連絡 (8) その他必要があると認められる援助	申請者の家庭の居宅

## ★子育て支援★ 保育士の資格をお持ちの方、子育て支援に関する研修（ファミリーサポートセンター提灯員研修）を修了した方がお子さんをお預りします

種類	支援内容	実施場所
子育て支援	(1) 乳幼児の保育 (2) 児童の生活指導 (3) その他必要があると認められる用務	(ア) 家庭生活支援員の居宅 (イ) 申請者が講習会等の職業訓練を受けている場所で、保育に適している場所 (ウ) 児童館、母子生活支援施設等の保育に適している場所

詳細については下記へお問い合わせください



〈問い合わせ先〉 金沢市母子寡婦福祉連合会

〒920-0861 金沢市三社町1番44号 石川県女性センター1階

電話・FAX (076) 224-3417

(受付時間) 平日(月～金) 午前8時30分から午後4時30分まで

